半導体集積回路の配置設計に関する法律施行規則

制定 1993.09.13 商工資源部令 第 14 号
改正 1995.07.10 通常産業部令 第 14 号
改正 1998.12.31 産業資源部令 第 25 号
改正 2001.12.01 産業資源部令 第 144 号
改正 2005.07.01 産業資源部令 第 291 号
改正 2006.11.10 産業資源部令 第 374 号
全部改正 2007.11.08 産業資源部令 第 428 号
改正 2008.12.31 知識経済部令 第 48 号
改正 2009.07.01 知識経済部令 第 82 号
改正 2010.07.27 知識経済部令 第 137 号
他法改正 2011.12.02 知識経済部令 第 221 号
他法改正 2013.03.23 産業通商資源部令第 3 号
他法改正 2016.10.04 産業通商資源部令第 220 号

第 1 条(目的) この規則は、「半導体集積回路の配置設計に関する法律」及び同法施行令で委任された事項とその施行に必要な事項を規定することを目的とする。

第 2 条(書類の使用語) ①配置設計権若しくは「半導体集積回路の配置設計に関する法律施行令」(以下“令”という。)第 4 条第 1 項第 3 号による配置設計に関する権利(以下“配置設計に関する権利”という。)の登録申請に関する書類は、国語で作成しなければならない。
②国籍証明書若しくはその他の書類が外国語で記された場合には、その翻訳文を添付しなければならない。

第 3 条(代理人の選任等) ①配置設計に関する手続きを踏む者が代理人によりその手続きを踏もうとするときには、別紙第 1 号書式の委任状を特許庁長に提出しなければならない。
②配置設計に関する手続きを踏む者が次の各号のいずれかに該当すれば、別紙第 2 号書式の代理人申告書を特許庁長に提出しなければならない。
1.代理権の内容を変更する場合。この場合その変更内容を証明する書類を添付しなければならない。
2.代理人を解任する場合
③代理人または復代理人が次の各号のいずれかに該当すれば、別紙第 2 号書式の代理人申告書を特許庁長に提出しなければならない。
1.代理人が復代理人を選任する場合。この場合委任状を添付するが、先に選任された復代理人がいるときにはその解任可否を記さなければならない。
2.代理人が復代理権の内容を変更する場合。この場合その変更内容を証明する書類を添付しなければならない。
3.代理人が復代理人を解任する場合
4.代理人または復代理人が辞任する場合

第 4 条(配置設計権設定登録の申請) ①令第 11 条第 1 項による設定登録申請書は、別紙第 3 号書式による。
②令第 11 条第 2 項第 1 号による配置設計ファイルは、次の各号のいずれかの通りである。

1.コンピュータを利用して配置設計の各層を平面積または立体的構造で示した電子ファイル

2.配置設計を利用して半導体集積回路を製造するにおいてその配置設計の各層別形状を平面積または立体的構造で示した電子ファイル

③令第 11 条第 2 項第 2 号による配置設計説明書は、別紙第 4 号書式による。

④第 3 項による配置設計説明書には、次の各号の事項を記さなければならない。

1.配置設計の名称及び分類

2.配置設計を利用して製造した半導体集積回路があればその名称

3.配置設計ファイルに対する説明

4.配置設計に対する簡単な説明

第 5 条(設定登録申請の補正) ①配置設計権の設定登録申請人が令第 12 条第 2 項による補正命令を受けて補正をしようとし、または令第 12 条第 3 項による補正をするためには、別紙第 5 号書式の補正書に次の各号の書類を添付して特許庁長に提出しなければならない。但し、令第 12 条第 1 項第 4 号に該当して手数料を納付しようとする場合には、補正書を提出しない。

1.補正または追加内容を証明する書類 1 通

2.代理人を通して手続きを踏むときにはその代理権を証明する書類 1 通

②令第 12 条第 2 項により特許庁長が定めることができる補正期間は、1 ヶ月以内とする。

③令第 12 条第 4 項により配置設計権の設定登録申請人が補正期間の延長を申請するためには、別紙第 6 号書式の期間延長申請書を特許庁長に提出しなければならない。この場合、代理人により手続きを踏むときには代理権を証明する書類を添付しなければならい。

第 6 条(受付番号の記載等) ①特許庁長は、令第 11 条による設定登録申請書または令第 17 条による登録申請書を受け付けたときには、その申請書に受付年月日及び受付番号を記し、これを遅滞なく申請人に知らせなければならない。

②受付番号は受付順序によるが、年度別に新たに付与する。但し、同じ配置設計権または配置設計に関する権利に関して同時に 2 以上の申請があれば、同じ受付番号を付与しなければならない。

第 7 条(配置設計登録原簿の書式) 「半導体集積回路の配置設計に関する法律」(以下“法”という。)第 21 条第 2 項による配置設計登録原簿(以下“登録原簿”という。)は、別紙第 7 号書式による。

第 8 条(登録原簿の記載方法) ①登録原簿は、設定登録番号欄、表示部、事項部及び信託部に区分する。

②設定登録番号欄には、配置設計権の登録番号を記す。

③表示部には、配置設計権の表示、登録事項及び法第 24 条による配置設計権の設定登録取消に関する事項を記す。

④事項部には、次の各号の区分による事項を記す。

1.配置設計権者欄には、配置設計権の設定、移転、処分の制限及び配置設計権を目的とする質権に関する事項

2.専用利用権者欄には、法第 11 条による専用利用権及びこれを目的とする質権に関する事項

3.通常利用権者欄には、法第 12 条による通常利用権及びこれを目的とする質権に関する事項

4.管理人欄には、法第 4 条による配置設計管理人に関する事項

⑤信託部には信託財産に属する権利を表示し、令第 28 条で準用する「特許登録令」第 53 条第 1 項各号の事項及びその変更と該当信託の終了に関する事項を記す。

第 9 条(登録原簿の保管及び管理等) ①登録原簿は、滅失または毀損に備えて 1 部以上を別途に作成して安全に保管しなければならず、保管場所及び保管方法等その管理に必要な事項は、特許庁長が定める。

②登録原簿に関するコンピュータ資料の入力、出力、編集及び検索に関する事項は、特許庁長が定める。

第 10 条(付属書類) ①令第 14 条による登録原簿の付属書類は、設定登録受付簿及び登録受付簿とする。

②第 1 項の設定登録受付簿及び登録受付簿は、別紙第 8 号書式による。

第 11 条(持ち分等の記載時の添付書類) 配置設計権の設定登録または設定登録以外の登録をしようとする者が令第 21 条により申請書に共有持ち分に関する事項、特約または約定を記した場合には、その内容を証明する書類を添付しなければならない。

第 12 条(設定登録時の記載事項) ①法第 21 条第 2 項による設定登録をするときには、登録原簿に次の各号の区分による事項を記さなければならない。

1.表示部の記載事項

イ.表示番号

ロ.受付年月日

ハ.受付番号

ニ.配置設計創作者の氏名、住所及び住民登録番号(法人であればその名称、営業所の住所、法人登録番号及び代表者の氏名)

ホ.配置設計の創作年月日

ヘ.配置設計の商業的利用(営利を目的として法第 2 条第 4 号ハ目による行為をすることをいう。以下同じ)年月日

ト.配置設計の名称

チ.登録年月日

2.事項部の記載事項

イ.配置設計権者欄:配置設計権者の氏名、住所、住民登録番号(法人であればその名称、営業所の住所、法人登録番号及び代表者の氏名)及び登録年月日

ロ.管理人欄:配置設計管理人の氏名、住所、住民登録番号(法人であればその名称、営業所の住所、法人登録番号及び代表者の氏名)及び登録年月日

②配置設計権が令第 21 条第 1 項による共有であり、または同条第 2 項による特約または約定があれば、その持ち分若しくは特約または約定を事項部の配置設計権者欄に記さなければならない。

第 13 条(設定登録以外の登録時の記載事項) ①法第 4 条第 3 項・第 4 項及び法第 23 条第 1 項による登録をするときには、登録原簿に登録申請書の受付年月日、受付番号及び令第 17 条第 1 項第 1 号から第 3 号までと第 5 号から第 7 号までの規定による事項を記さなければならない。

第 14 条(順位番号等の記録) ①登録原簿に記載をするときには、その登録の順序に従って表示番号または順位番号をその登録事項の前部分に記さなければならない。
②第 6 条第 2 項但し書きにより同じ受付番号の付与を受けた申請に対して登録をする場合に、その申請書に記された事項が同じ登録事項欄に記載する事項であれば、同じ順位番号を付与しなければならない。

第 15 条(外国人の記載) 外国人を登録原簿に記載するときには、氏名、住所(法人であればその名称、営業所の住所及び代表者の氏名)及び国籍を記さなければならない。

第 16 条(登録済通知書) 法第 4 条第 3 項・第 4 項及び法第 23 条第 1 項による登録をしたときには、受付年月日、受付番号、登録年月日及びその趣旨を記した登録済通知書を申請人に送付しなければならない。

第 17 条(通常利用権設定の裁定及び取消の登録方法) ①法第 13 条第 4 項により通常利用権設定の裁定をしたときには、登録原簿の通常利用権者欄に次の各号の事項を記さなければならない。
1.裁定の番号
2.裁定の年月日
3.通常利用権の範囲
4.代価とその代価の支給方法及び支給時期
5.通常利用権者の氏名、住所及び住民登録番号(法人であればその名称、営業所の住所、法人登録番号及び代表者の氏名)
②法第 15 条第 1 項により通常利用権設定の裁定を取り消したときには、第 1 項の登録事項を抹消しなければならない。

第 18 条(「特許法施行規則」の準用) 配置設計に関する手続きにおいては、「特許法施行規則」第 1 条の 2、第 2 条から第 3 条の 2 まで、第 8 条から第 9 条まで、第 9 条の 3 から第 9 条の 9 までの規定を準用する。この場合、“特許”は“配置設計”と、“出願”は“設定登録申請”と、“出願人”及び“出願人等”は“申請人”と、“特許庁”及び“特許審判院”は“特許庁”と、“特許審判院長”、“審判長”、“審査長”及び“審査官”は“特許庁長”と、“特許顧客番号”は“申請人番号”と見なす。

第 19 条(「特許登録令施行規則」の準用) 配置設計権または配置設計に関する権利の登録に関しては、「特許 権等の登録令施行規則」第 8 条、第 10 条 、第 13 条、第 16 条から第 18 条まで、第 20 条から第 22 条まで、第 25 条、第 41 条、第 43 条、第 48 条から第 55 条まで、第 61 条から第 66 条まで、第 67 条 第 2 項及び第 68 条を準用する。この場合、“特許権”は“配置設計権”と、“特許”は“配置設計”と、“特許原簿”は“配置設計登録原簿”と、“閉鎖特許原簿”は“閉鎖配置設計登録原簿”と、“特許番号”は“配置設計権の登録番号”と、“実施”は“利用”と、“専用実施権”

は“専用利用権”と、“通常実施権”は“通常利用権”と、“特許信託原簿”は“配置設計登録原簿の信託 簿”と、“特許信託番号”は“配置設計信託番号”と、“特許管理人”は“配置設計管理人”と、“発明の名称”は“配置設計の名称”と、“特許料”は“配置設計権設定登録手数料”と見なす。

第 20 条(官報等の告示事項) 令第 13 条第 2 号による官報または特許官報に告示すべき事項は、次の各号の通りである。

1.配置設計権の登録番号

2.設定登録の年月日

3.配置設計権者に対する氏名(法人であればその名称)

4.配置設計の名称及び分類

5.配置設計の説明

6.配置設計の創作年月日

7.商業的利用年月日

第 21 条(配置設計登録証の記載事項) ①法第 21 条第 3 項による配置設計登録証は、別紙第 9 号書式による。

②令第 35 条第 3 号で“その他産業通商資源部令が定める事項”とは、次の各号の事項をいう。

1.創作者

2.設定登録申請の受付番号

3.配置設計の名称

②法第 21 条第 3 項の規定による配置設計登録証は、別紙第 4 号書式による。

第 22 条(配置設計登録証の再交付) 配置設計権者は、配置設計登録証が紛失または毀損され再交付を受けようとするときには、別紙第 10 号書式の再交付申請書を特許庁長に提出しなければならない。

第 23 条(手数料) ①法第 40 条による手数料は、別表の通りである。

②令第 23 条により 2 以上の配置設計権または配置設計に関する権利の登録を併合申請する場合にも、手数料はそれぞれの権利別に合算して算定しなければならない。

③第 1 項による手数料の納付に関しては、「特許料等の徴収規則」第 8 条を準用する。この場合、“特許料・登録料及び手数料”は、“手数料”と見なす。

第 24 条(設定登録手数料の減免) 法第 40 条の 2 第 1 項による設定登録手数料の減免に関しては、「特許料等の徴収規則」第 7 条第 1 項、第 2 項第 1 号から第 3 号まで、第 4 項、第 5 項及び第 6 項を準用する。この場合、“「特許法」・「実用新案法」または「デザイン保護法」”は“「半導体集積回路の配置設計に関する法律」”と、“出願”は“設定登録申請”と、“出願料、審査請求料、最初 3 年分の特許料、実用新案登録料またはデザイン登録料”は“配置設計権設定登録手数料”と、“出願書”は“設定登録申請書”と、“出願時”は“設定登録申請時”と、“出願人”は“申請人”と見なす。

第 25 条(登録原簿の閲覧等) 令第 36 条第 1 項による登録原簿の謄本または抄本の請求、配置設計登録証、設定登録申請書及び添付書類等に対する閲覧若しくは複写を請求しようとする者は、別紙第 10 号書式の閲覧(複写、交付)申請書を特許庁長に提出しなければならない。

第 26 条(書類等の保管) ①特許庁長は、電算情報処理組織で処理する全ての提出物若しくはその複製物を電子的記録媒体を利用して保管することができる。
②電子的記録媒体を利用した提出物若しくはその複製物の保管に必要な事項は、特許庁長が定める。

附　　則

この規則は、公布した日から施行する。

附　　則[1995.7.10]

この規則は、公布した日から施行する。

附　　則[1998.12.31]

この規則は、1999 年 1 月 1 日から施行する。

附　　則[2001.12.1]

この規則は、公布した日から施行する。

附　　則[2005.07.01]

この規則は、2005 年 7 月 1 日から施行する。

附　　則[2006.11.10]

①(施行日) この規則は、公布した日から施行する。
②(手数料に関する適用例) 別表の改正規定は、この規則施行後最初に申請するものから適用する。

附　　則[2007.11.08]

①(施行日) この規則は、公布した日から施行する。
②(配置設計権の設定登録申請等に関する適用例) 第 3 条、第 4 条、第 5 条、第 12 条、第 18 条、第 20 条、第 21 条、第 25 条及び第 26 条の改正規定は、この規則施行後最初に配置設計権の設定登録を申請するものから適用する。
③(手数料減免に関する適用例) 第 24 条の改正規定は、この規則施行後最初に設定登録手数料を納付するものから適用する。

附　則[2008.12.31]

この規則は、2009 年 1 月 1 日から施行する。

付　則<第 82 号、2009.7.1>（特許料などの徴収規則）

第 1 条(施行日) この規則は、2009 年 7 月 1 日から施行する。
第 2 条から第 5 条まで　省略
第 6 条(他の法令の改正) 「半導体集積回への配置設計に関する法律施行規則」の一部を次のように改正する。(別紙に関するものであるため以下翻訳省略)

付　則 <第 137 号、2010.7.27>(特許法施行規則)

第 1 条(施行日) この規則は、2010 年 7 月 28 日から施行する。
第 2 条　省略
第 3 条(他の法令の改正) ①半導体集積回への配置設計に関する法律施行規則の一部を次のように改正する。
第 18 条本文中 ″第 9 条の 3 から第 9 条の 8 まで″を″第 9 条の 3 から第 9 条の 9 まで″にする。
②省略

付　則 <第 221 号、2011.12.2>

第 1 条(施行日) この規則は、2012 年 1 月 1 日から施行する。＜但書　省略＞
第 2 条と第 3 条　省略
第 4 条(他の法令の改正) 半導体集積回路の配置設計に関する法律施行規則の一部を次のように改正する。
第 19 条前段を次のようにする。配置設計権または配置設計に関する権利の登録に関しては、「特許権等の登録令施行規則」第 8 条、第 10 条 、第 13 条、第 16 条から第 18 条まで、第 20 条から第 22 条まで、第 25 条、第 41 条、第 43 条、第 48 条から第 55 条まで、第 61 条から第 66 条まで、第 67 条 第 2 項及び第 68 条を準用する。
第 5 条　省略

付　則 <産業通商資源部令第 3 号、2013.3.23>(特許庁とその所属機関職制施行規則)

第 1 条(施行日) この規則は、公布した日から施行する。
第 2 条及び第 3 条　省略
第 4 条(他の法令の改正) ①省略
②半導体集積回路の配置設計に関する法律施行規則の一部を次のように改正する。
第 21 条第 2 項各号以外の部分のうち ″知識経済部令″を ″産業通商資源部令″にする。
③から⑥まで　省略

付　則 <産業通商資源部令第 220 号、2016.10.4>(特許法施行規則)

第 1 条(施行日) この規則は、公布した日から施行する。
第 2 条(出願人コード用語変更に関する経過措置) ①この規則施行前に従前の規定により付与された出願人コードはこの規則の改正規定による特許顧客番号にみなす。
②この規則施行前に従前の規定により出願人コードの付与を申請した場合にはこの規則の改正規定により特許顧客番号の付与を申請したものとみなす。
第 3 条(代理人コード及び申請人コード用語変更による経過措置)①この規則施行前に従前の規定により付与された代理人コードまたは申請人コードはこの規則の改正規定による代理人番号または申請人番号とみなす。
②この規則施行前に従前の規定により代理人コードまたは申請人コードの付与を申請した場合には、この規則の改正規定により代理人番号または申請人番号の付与を申請したものとみなす。